

# 消費税率引上げ分の地方消費税収入の使途（平成30年度）

## 1. 消費税率及び地方消費税率の引上げについて（概要）

○平成26年度以降の消費税率及び地方消費税率は次のとおり段階的に引上げ。

	消費税率	地方消費税率	合計
H26. 3.31まで	4.0%	1.0% (消費税額の100分の25) 3 + 0.7%	5.0%
H26. 4. 1から	6.3%	1.7% (消費税額の 63分の17) 3 + 0.5%	8.0%
H31.10. 1から	7.8%	2.2% (消費税額の 78分の22) 3 + 0.5%	10.0%

○消費税収の使途については、以下のとおり法律で定められていることを踏まえ、本県における使途を明確化。

- ・国分の消費税収については、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充当  
(消費税法第1条第2項)
- ・引上げ分の地方消費税収については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充当  
(地方税法第72条の116)

## 2. 高知県における消費税率引上げ分の地方消費税収入の使途

○平成30年度に、本県の社会保障施策に要する経費は総額で約**604億円**（一般財源約**536億円**）。(平成29年度総額は約591億円（一般財源約531億円）)

○一方、平成30年度において、社会保障施策に要する経費に充当すべき本県の引上げ分の地方消費税収入は約**55.7億円**。(※) (平成29年度は約54.9億円)

(※)地方税法の規定により機械的に算出した額（地方消費税の清算金分を含む。）



### 引上げ分の地方消費税収入の使途の考え方

- 引上げ分の地方消費税収入については、その全額を社会保障施策に要する経費の増分に充当。
- 具体的には、消費税率・地方消費税率引上げに伴って制度的に拡充された「社会保障の充実」分に優先的に充当した上で、残額の全額を「その他社会保障施策」に要する経費に充当

### 社会保障の充実

**44.6億円**

#### ○子ども・子育て支援の充実

- 子ども・子育て支援新制度の実施  
(私立の認定こども園・幼稚園・保育所への運営費支援 等)
- 社会的養護の充実（児童措置委託料（児童施設・障害児施設等））

3,119百万円

2,801百万円

318百万円

#### ○医療・介護の充実

- 医療・介護保険制度の改革（国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充 等）
- 医療・介護サービスの提供体制改革（地域医療介護総合確保基金）

1,341百万円

746百万円

595百万円

### その他社会保障施策 (自然増の大きいもの)

**11.1億円**

- ・後期高齢者医療給付事業費（充実分を除く）  
11,822百万円
- ・介護保険給付事業費  
11,247百万円
- ・国民健康保険調整交付金  
4,295百万円
- ・障害者自立支援給付費負担金  
3,848百万円

等

※金額は一般財源ベース